



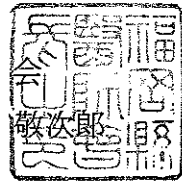
福岡医発第1196号(保)

平成14年 9月30日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原



健康保険法等の一部改正に伴う福岡県公費医療費支給制度(乳幼児医療)
における初診料に係る自己負担分相当額の取扱いについて

本年10月1日実施の健康保険法等一部改正に伴い、3歳未満の乳幼児の一部負担金の割合が3割から2割に変更されることになりましたが、小児科外来診療料算定医療機関における患者負担額の算定について、別紙のとおり福岡県保健福祉部高齢者福祉課より通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

(公印省略)

事 務 連 絡

平成14年9月30日

福岡県医師会 会長 殿

福岡県保健福祉部高齢者福祉課長

(保 健 係)

健康保険法等の一部改正に伴う福岡県公費医療費支給制度（乳幼児医療）における
初診料に係る自己負担分相当額の取扱いについて（通知）

福岡県公費医療費支給制度の円滑な実施につきましては、日頃から格別のご尽力を賜り
感謝申し上げます。

今回、健康保険法等の一部改正に伴い、3才未満の乳幼児の一部負担金の割合が3割か
ら2割に変更されることになりましたので、貴会会員への周知につきまして、よろしくお
願いします。

なお、具体的な取扱いにつきましては、別紙のとおりとなります。

● 出来高制による外来診療と『小児科外来診療料』の比較

【出来高制】

・初診時の場合

初診料

加算部分
・乳幼児加算
・乳幼児育児栄養指導加
・時間外加算
・休日加算
・深夜加算
・紹介患者加算

+

検査・投薬・処置等

【小児科外来診療料】

・初診時の場合

①初診料相当
②乳幼児加算相当
③乳幼児育児栄養指導加算相当
・検査料
・投薬料等
・その他診療に係る費用
④時間外加算
⑤休日加算
⑥深夜加算
⑦紹介患者加算

● 『小児科外来診療料』届出医療機関における初診料の自己負担分相当額の費用の取扱い

包 括 部 分
①初診料相当 ②乳幼児加算相当 ③乳幼児育児栄養指導加算相 ・検査料 ・投薬料等 ・その他診療に係る費用
出 来 高 部 分
④時間外加算 ⑤休日加算 ⑥深夜加算 ⑦紹介患者加算

◎乳幼児医療受給対象者の自己負担分相当額の算定

A 通常の場合

- ① 270点または250点
- ② 72点
- ③ 130点（算定要件を満たした場合）

* 自己負担分相当額

$$= (① + ② + ③) \times 2 \text{ 割}$$

小児科外来診療料届出診療料における例：

$$(270 \text{ 点} + 72 \text{ 点} + 130 \text{ 点}) \times 10 \text{ 円} \times 0.2 = 940 \text{ 円}$$

窓口での徴収額 = 940円

B 時間外等の場合

* 自己負担分相当額

$$= (① + ② + ③ + \text{左記④} \sim \text{⑦で該当する加算}) \times 2 \text{ 割}$$

* なお、②については、④・⑤・⑥を算定する場合、102点とする。